

2019年7月10日

研究科委員長、学部長、研究所長 殿

次世代研究プロジェクト推進プログラム委員会

2020年度 慶應義塾次世代研究プロジェクト推進プログラムについて（募集）

1. 趣旨

次世代研究プロジェクト推進プログラムは、将来的な大型外部研究資金の獲得を目指し、新しい研究領域で挑戦的な研究プロジェクトに取り組むことを支援するプログラムです。同時に、慶應義塾の次世代を担う研究者のコーディネート力やマネジメント力の向上も目的としており、塾内だけでなく、国内外の大学や研究機関等と幅広く連携した融合性、国際性を有した共同研究プロジェクトであることを重視しています。

2. 申請資格

研究代表者：慶應義塾大学専任教員

※当年度中に留学・特別研究期間（サバティカル）を予定されている方は、応募できません。

3. 申請タイプ

	研究期間	補助上限額	研究分野
タイプ A (旧：ミニ COE 型)	3 年以内	2,000 万円(年間)	全分野
タイプ B (旧：基礎学術研究型)	3～5 年	200 万円(年間)	人文・社会科学系の教員が中心となるプロジェクトで、人文・社会科学系および他分野を融合した領域の研究

※今回から、「申請タイプ」の名称を変更しました。

2019年度までの「ミニ COE 型」は「タイプ A」、「基礎学術研究型」は「タイプ B」となります。継続申請をする場合はご注意ください。

4. 申請方法

- ① keio.jp(<https://login.keio.jp>)にログイン
- ② keio.jp アプリケーションのメニューから「研究」→「塾内研究助成 Web システム」→「次世代研究プロジェクト推進プログラム」を選択
- ③ 必要事項を記入し、システムで提出（紙での提出は不要）

※Web 入力は 2019 年 8 月 1 日（木）から入力開始です。

5. 申請期間

2019年8月1日(木) 9:00 ～ 10月11日(金) 23:59

※Web システムで制限します。締切後の提出は出来ません。

6. 審査

① 審査方法

審査は慶應義塾次世代研究プロジェクト推進プログラム委員会において行います。

＜タイプ A（新規）＞

書類審査に加え、書類審査を通過された方にヒアリング審査を行います。

＜タイプ A（継続）＞

書類審査の結果、ヒアリング審査が必要と判断された場合は、ヒアリング審査を行います。

＜タイプ B（新規・継続）＞

書類審査のみとなります。

※継続申請の留意事項（タイプ A、タイプ B 共通）

継続申請の場合でも審査は年度ごとに行いますので、必ず申請してください。

前年度の成果および外部資金の獲得状況も含めて審査が行われます。

※書類審査の結果は、11月26日（火）頃に通知する予定です。

ヒアリング審査は、12月17日（火）午後を実施します。

② 採択予定件数

新規採択件数は、タイプ A、タイプ B ともに1~2件を予定しております。

③ 審査結果の通知

審査結果は申請者全員に1月上旬を目処に通知する予定です。

7. 研究組織

研究代表者：慶應義塾大学専任教員

研究期間中の活動や内容を統括し、申請、研究期間終了後の成果報告、
経理報告についても責任を負います。

研究分担者：研究課題の分担実施者で、国内外に所属する研究者

大学院生（博士課程）を研究分担者に含めることもできます。

（学部学生、修士課程の学生は不可）

8. 補助金の使用ルール

本補助金の使用ルールおよび支払い手続きは**公的資金の支出に関する規則（公的資金マニュアル）の支出基準**を適用します。詳細は採択者宛に通知する遂行要領をご参照ください。原則として請求書に基づき義塾経理規程に定める手続きを経て、義塾から業者等に直接支払います。補助金の管理は各地区の経理、管財（用度）部門の事務局が担当します。

研究期間は4月1日から翌年の3月31日までになります。支払い書類は4月1日付けの書類から認められます。

9. 研究成果の公表について

研究成果の学術的公表は、原則として申請書「研究成果の公表予定」で申請者自身が記載した方法で行うこととします。また、塾外に向けて研究者自らが企画立案するシンポジウム(国際シンポジウムが望ましい)を開催することを推奨します。そのシンポジウムの開催経費は、補助金の範囲内で予算計上することができます。

10. 報告書の提出について

会計報告と実績報告書を提出していただきます。詳細は採択決定後にご案内します。
また、最終年度終了後には、会計報告と実績報告書の他に、研究成果を英語で作成していただき慶應義塾の国際広報媒体「Keio Research Highlights」に掲載し国際発信いたします。

11. 特許等の帰属

この補助金による研究の実施により生じた発明等にかかる特許等の権利は、慶應義塾発明取扱規程により慶應義塾に帰属します。慶應義塾が承継するものと特定した特許等により収入があった場合は、同規程及び関連規程の定めにより発明者等に配分されます。この補助金による発明等が生じた場合は、速やかに学術研究支援部知的資産担当（内 25828、E-mail : toiawasesaki-ipc@adst.keio.ac.jp）にお申し出、ご相談ください。

12. 留意事項

全ての研究科や研究所などから選出された幅広い分野の審査委員が審査を行うため、専門ではない審査委員にも研究の意義や内容がわかるように申請書を作成してください。

申請に関する問い合わせ先

学術研究支援部（三田 南別館4階）

内線:25855, 25859, 25853

E-mail : honbu-tanto@adst.keio.ac.jp